○経済産業省令第四十五号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令

第一条　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（学歴又は資格及び実務の経験の内容）			（学歴又は資格及び実務の経験の内容）		
第一条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第二項第一号の経済産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。			**第一条**　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第二項第一号の経済産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。		
免状の種類	学歴又は資格	実務の経験 実務の内容	免状の種類	学歴又は資格	実務の経験 実務の内容
第一種電気主任技術者免状	一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）若しくはこれと同等以上の教育施設であつて、経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものとして認定を受けたものの電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法による大学院を修了した者を含む。） 二　［略］	［略］	第一種電気主任技術者免状	一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）若しくはこれと同等以上の教育施設であつて、経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものとして認定を受けたものの電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者（大学院においては修了。以下同じ。）した者 二　［略］	［略］
	卒業前（同法による大学院においては修了前）の経験年数の二分の一と卒業後（同法による大学院においては修了後）の経験年数との和が五年以上	［略］		卒業前の経験年数の二分の一と卒業後の経験年数との和が五年以上	［略］
第二種電気主任技術者免状	一　学校教育法による大学若しくはこれと同等以上の教育施設であつて、経済産業大臣が告	［略］	第二種電気主任技術者免状	一　学校教育法による大学若しくはこれと同等以上の教育施設であつて、経済産業大臣が告	［略］
	卒業前（同法による大学院においては修了前）の経験年数の二分の一と卒業後	［略］		卒業前の経験年数の二分の一と卒業後の経験年数との和が三年以上	［略］